

TPP差し止め違憲訴訟学習会 2016年11月14日

## TPPによる食の支配

遺伝子組み換え問題を中心に

オルター・トレード・ジャパン  
政策室  
印鑰 智哉  
inyaku@altertrade.co.jp

## TPPはグローバルなモンサント救済法

- ❖ 今、モンサントなどの遺伝子組み換え企業（種子企業&農業企業）はビジネスモデルの崩壊で苦境にある。世界からの反発も強まる一方。
- ❖ 知的所有権を強めて、遺伝子組み換え企業の独占を保証し、ビジネスチャンスを広げるのがTPP
  - ・ 「生命への特許」という怪しい狭義を世界に押しつける...UPOV1991年条約→WTO、TRIPS協定→TPP
  - ・ 種子は種子企業から買わなければならない、農民の種子の権利を奪う
  - ・ 種子市場の6割以上、農業の7割以上を遺伝子組み換え企業6社が独占
- ❖ 国家の主権放棄＝食品表示の制限、国際作業部会への権限委譲、検疫の簡略化

## TPPは何をもたらすか？

- ❖ TPPは危機に陥った遺伝子組み換え企業などの多国籍企業を救済し、その延命のために使われる
- ❖ TPPは農民のもっとも基本的な権利を奪い、グローバルに農業生産を多国籍企業の支配下に置く道具となる
- ❖ 他の先進国とは逆にGMO、抗生物質にまみれた食の割合が大きくなる。

## 窮地に陥るGM企業

- ❖ 広がらない耕作国...20年間にわたり、米国政府は世界の政府に遺伝子組み換え作物の耕作を押しつけようとしたが、耕作する国はわずか28カ国。
- ❖ 禁止国は増える一方...38カ国以上。市場は広がらず、規制の音が高まるばかり。
- ❖ 耕作国でも離反が増える...ブルキナファソはGM禁止へ、モンサントの賠償請求へ、インドもBtコットンの減作中、フィリピン、ポルトガルでも減る。米国でも2015年初めてGMコーンの栽培面積が減少

# GMビジネスモデルの崩壊

- ◆ モンサントの農薬ラウンドアップ（グリホサート）が効果減少。ラウンドアップはモンサントのビジネスモデル。この農薬を独占的に売るために遺伝子組み換えを開発したといわれるほど。「ラウンドアップで雑草管理が不要になる」→耐性雑草が茂り、効力減少→ジカンバ、2,4-D混合農薬して技術の延命へ（しかし、承認されず）
- ◆ 害虫抵抗性（Bt毒素）も効力減少。スーパーワームの出現。「GMあれば殺虫剤いらぬ」→害虫で全滅するケース

# 遺伝子組み換えに対する拒否の高まり

- ◆ 米国33の州で遺伝子組み換え食品表示を求める動き、Non-GMO市場、有機食品市場の急激な拡大
- ◆ 遺伝子組み換え実験場にされたハワイでGMO禁止に向けた動き
- ◆ アルゼンチン、モンサント種子工場建設を3年間座り込みで追い出す
- ◆ インド、Btコットン減少へ。GMマスタードに反対する動き
- ◆ フィリピン最高裁が遺伝子組み換え承認手続きを不適當、承認停止（現在は復活）
- ◆ 国際的な連携へ→モンサント国際法廷（10月14日～16日）

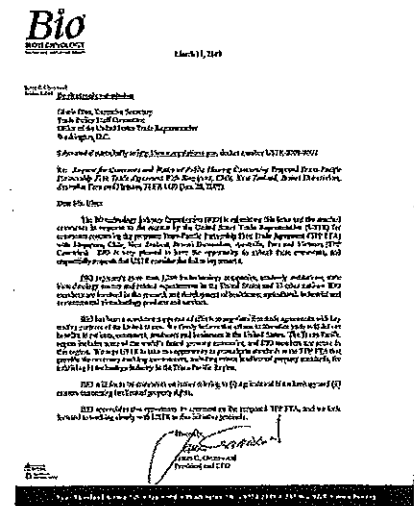
- ◆ ポスト・ラウンドアップの製品（モンサント：ジカンバ混合農薬耐性遺伝子組み換えRoundup Ready 2 Xtend、ダウ・ケミカル：2,4-D混合農薬耐性遺伝子組み換え Enlist Duo）、中国政府が承認しない
- ◆ 日本政府は2012年（ダウ・ケミカル）、2013年（モンサント）に承認済み、米国は2014年、2015年によく承認
- ◆ 輸出国がすべて承認しなければ生産に移れない（シンジェンタの集団訴訟）。しかし、今年、モンサントは見切り発車
- ◆ 巨大な開発費を回収するのに各国の承認に何年もかかる

# バイオテック企業のロビー団体BIOの 米国通商代表部への要求

- ◆ 2009年3月11日にバイオテック企業1200社以上が加盟するロビー団体（日本の製薬企業なども加盟）が米国通商代表部に要求を出している。

BIOはBiotechnology Industry Organization、後にBiotechnology Innovation Organizationと改名

<http://www.gofree.org.nz/assists/BiotechIndustry-Organ-submission.pdf>



---

## BIOの要求内容

---

1. TPPにおけるバイオテクノロジー農業産物（作物・動物）は既存の国際的義務（つまりバイオテック企業のロビーの産物）に従い、米国との貿易に際して過度な制約を課さないこと
2. 食品表示はその製品が栄養的に大きく変わった、あるいは他の健康上関わる性質（アレルギー、毒性や成分）に変更があった時のみに必要とすること（GMOは従来のものと「実質的同等」なので表示不可）
3. 輸入国が承認しておらず、輸出国では認められている遺伝子組み換えが食料や飼料で低いレベルで検出された場合については科学に基づく、リスクに焦点をあてた規制をサポートすること。こうした規制はコーデックス委員会のガイダンスに準拠させること

8. UPOV1991年条約を批准すること

9. 遺伝子操作に関する情報開示を義務付ける国が太平洋には何カ国があるが、こうした情報開示は特許を脅かすのでこうした義務を課さないようにすること

10. 遺伝子組み換え植物と遺伝子組み換え動物の特許は米国のものに準拠すること

4. すでに承認された品種同士を掛け合わせたスタック系統には新たな承認過程を設けないこと（掛け合わせで生じるリスクは無視せよ。無限に組み合わせで新品種が無承認で作れるようになる）
5. カルタヘナ生物多様性条約のような国際会議での進展に同意すること（個々の政府での承認に金と時間をかけたくない）
6. バイオテック農業産物の貿易中断につながりうるケースの場合は貿易に影響が出る前に米国政府に事前に相談すること
7. バイオテック技術製品に関する知的所有権の保護（長期の時間が承認に取られるので、市場での販売承認が得られてから10年間はデータ保護が必要であること

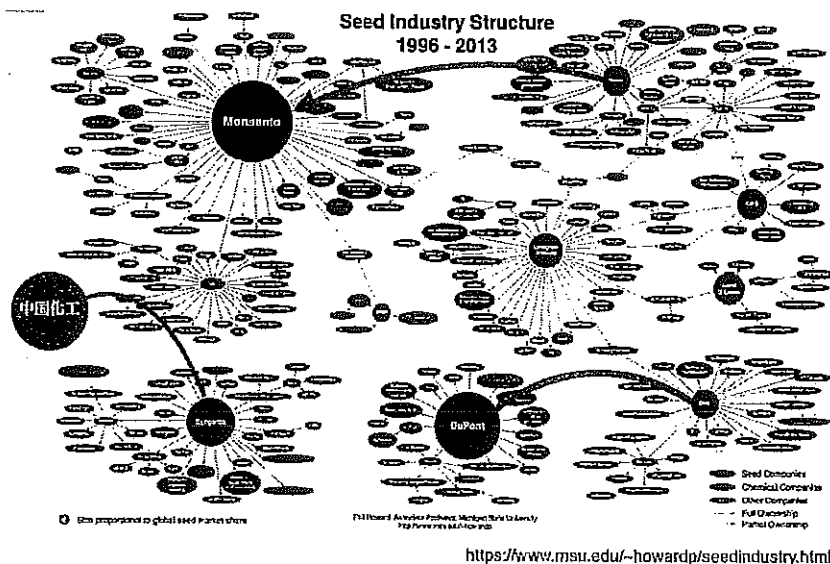
---

## 何が問題か？

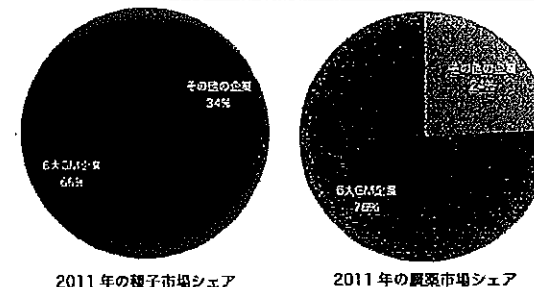
---

- ❖ 危機にあるGM企業＝種子・農薬企業の延命
- ❖ 生命の特許によるGM企業による食の生産支配（UPOV1991年条約）、農民の犯罪化
- ❖ 農業多様性が激減（気候変動や環境変化に耐えられない、種の絶滅につながる）

# 独占進む世界の種子企業



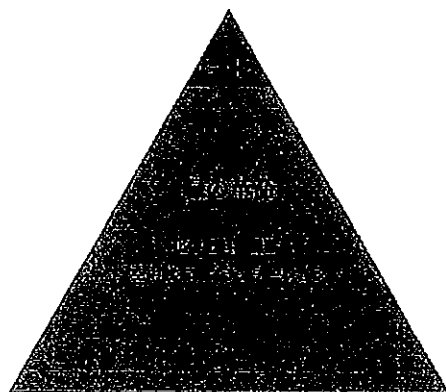
# 種子・農薬市場の独占



- ❖ 世界の種子市場の約7割弱、農薬の8割弱が6つの遺伝子組み換え企業が握っている。急速に種子企業を買収
- ❖ 化学肥料や農薬なしには使えない農業へ→「種子の自由」を求める運動による対抗運動

# GMOは氷山の一角

- ❖ 遺伝子組み換えは世界の農場のわずか12%。
- ❖ GM企業は元は農業企業=戦争で爆薬・生物兵器作っていた企業。
- ❖ 農薬の売り上げ独占が遺伝子組み換えを開発した動機
- ❖ GMOとネオニコ問題も同じ。GM企業がネオニコ農薬を作る。GMO種子もネオニコ農薬でコーティングする



米国の独断ルール「生命への特許」が世界化=TPP

- ❖ 1971年、米国で加工された細菌に特許が認められる（微生物の特許から植物、動物の特許、つまり生命を企業が独占することが認められた）
- ❖ バイオテクノロジー企業が特許を通じて、生命の支配に乗り出すことが可能に。
- ❖ UPOV1991+WTO-TRIPS+GMロイヤルティ=TPP

## 「自由貿易」という名の生命の支配

- ❖ TRIPS (Trade-Related Aspects Intellectual Property Rights) 知的  
所有権の貿易関連の側面に関する協定... 生物特許による開発者  
の排他的な利用権を認める。WTO交渉を通じて1994年に成立。
- ❖ UPOV (Union internationale pour la protection des obtentions  
végétales) 植物の新品種の保護に関する国際条約。植物の新品種  
の保護に関する国際条約。1961年以来何度も改訂され、1991年  
版は種子企業に最も強力な権力を認め、農民の種子の権利を否  
定する

## 「モンサント法案」との闘い

- ❖ 自由貿易協定によりUPOV条約加  
盟が義務付けられたラテンアメリ  
カ、アフリカなどの国ぐにで、続々  
と農民の種子の権利を否定し、  
種子の保存、共有を犯罪として、  
種子の毎年の購入を義務付ける  
通称「モンサント法案」が登場。
- ❖ 各国で激しい闘いとなっている。



## 種子の保存、共有が犯罪に

- ❖ 次の耕作のために一部の収穫を保存すること（農民の営みの一  
部）を犯罪とする。政府に登録された種子以外の利用は禁止さ  
れ、毎年、登録された種子を買うことが義務付けられる。
- ❖ アジア、アフリカ、ラテンアメリカの小農民の多くは種子を自  
分で採取し、保存、共有する農業を続ける。70～80%の種子が  
「農民の種子」。種子企業から購入していない。
- ❖ 農民同士が交換して多様な種子を守る（病虫害や気候の変化から守る知  
恵）。

## ラテンアメリカでの「モンサント法案」

- ❖ 2012年3月、メキシコ、廃案
- ❖ 2013年8月、コロンビア、「モンサント  
法」施行に全土ストライキ。2年間凍結
- ❖ 2013年、コスタリカ、中米自由貿易協  
定、UPOV条約反対運動、GMOフリー  
宣言へ
- ❖ 2014年3月、チリ、廃案
- ❖ 2014年6月、グアテマラ、議会承認、9  
月、憲法裁判所、憲法違反判決
- ❖ 2014年10月、ベネズエラ、モンサント  
法案禁止する法制定、GMO種子も禁止
- ❖ 2016年 アルゼンチン種子法改悪案



種子の私物化 (Privatization) にNo!



2016年1月22日

## TPPとモンサント法

チリ-アルゼンチン-ペルー  
3カ国行進

## 狙われるフロンティア、アフリカ

- ◆ G8 New Alliance、Bill Gates & Melinda Foundation、世銀
- ◆ 2014年7月、アフリカ17カ国が加盟するアフリカ知的財産機関 (African Intellectual Property Organization) がUPOV1991条約署名→加盟国へ圧力
- ◆ 2014 ガーナでモンサント法案
- ◆ 2016 ケニア、ナイジェリアで GMOの押しつけ



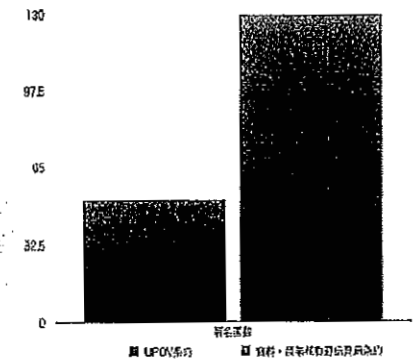
ガーナで反モンサント法案

## 生命への特許はおかしい

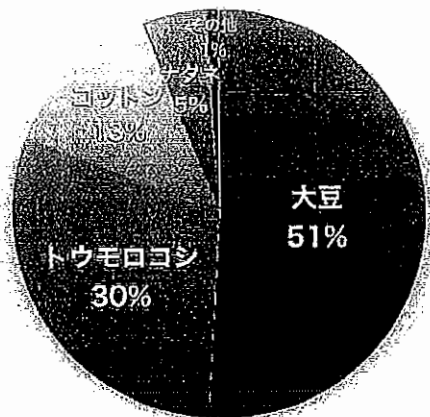
- ◆ 2013年6月、ドイツ連邦議会、特許法改正し、動植物特許、種子、精子、卵子、胚の特許を禁止した。
- ◆ 2013年6月、米国最高裁、人間の遺伝子に特許を禁止 (医療開発のコストを下げるため)。
- ◆ 自然は共有資源、共有知。コモンズ。私企業が独占すべきではない。

## もう1つの国際条約

- ◆ The International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture (ITPGRFA) 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約。農民の権利についての唯一の国際条約→UPOV1991年条約
- ◆ 曖昧だが農民の権利を守る1つの根拠になる。
- ◆ 日本はUPOV条約もこの条約も署名。農民の権利か種子企業の知的所有権か、その矛盾には政府は曖昧な対応



## 栽培されているGMO作物の内訳



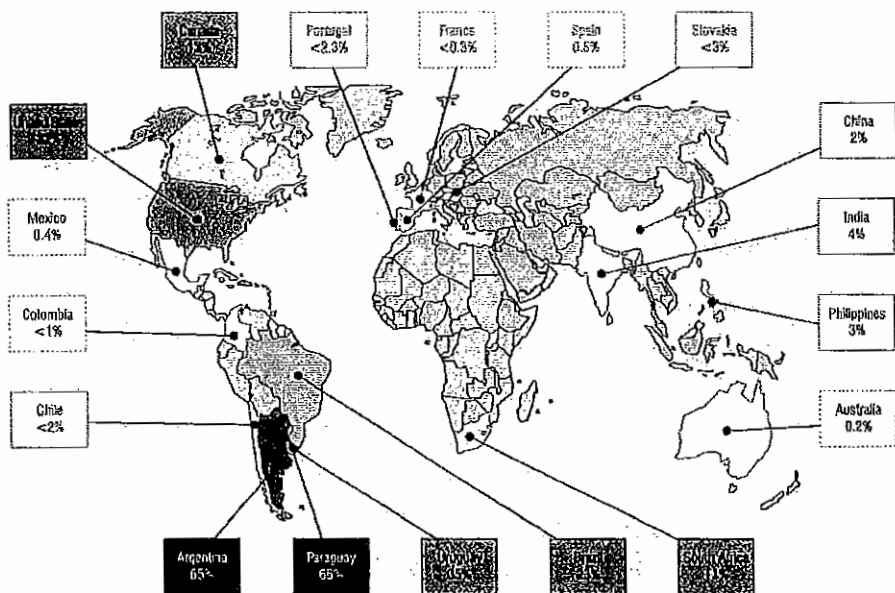
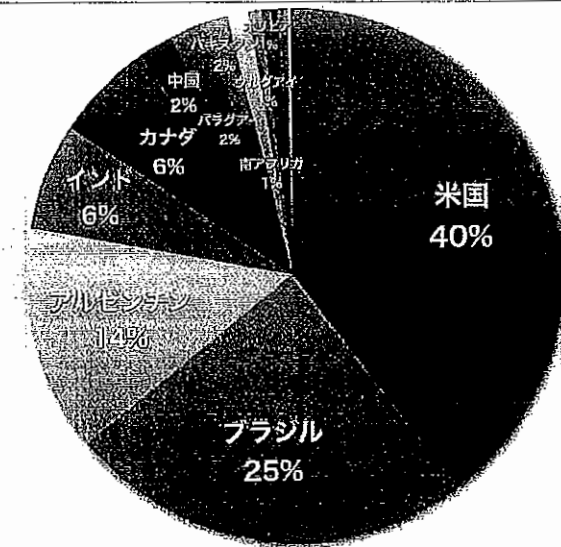
2015年の耕作実績

ISAAA <https://www.isaaa.org/resources/publications/briefs/51/infographic/default.asp>

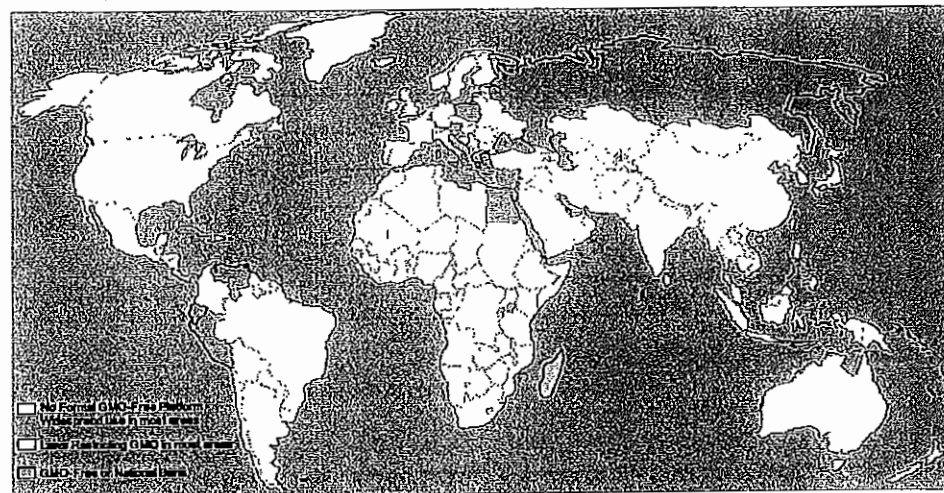
大豆、トウモロコシだけで全体の8割以上

大豆、トウモロコシ、コットン、ナタネの4つの作物合計で99%を占める。

## 世界でのGMO耕作実態



## 拡大するGMOフリーゾーン



国単位のGMO規制ではないが、自治体単位で遺伝子組み換え耕作禁止する自治体は米国にも10自治体、EUには4,713など増えている。個人レベルのゾーンも